

課題

対応

○ 円滑な事務移管に向け、**都道府県担当者の臨床研修制度及び事務の取扱いについて、十分な理解が必要。**

○ 都道府県担当者の臨床研修制度の理解の向上、及び事務の取扱いについて周知を図るため、都道府県事務担当者向けに**事務説明会を複数回開催**する予定。

・2019年2月（制度の概略）・2019年5月（事務の詳細）

○ 省令改正後に施行通知の発出、Q&AのHP掲載

○ 事務担当者向けの**手順マニュアル等**を提示

○ 今回の見直しにより、**訪問調査の取扱いについては、評価の精緻化が図られ、これまで以上に適切な評価が求められるため、国から都道府県への適切なサポートが必要。**

三段階(A、B、C) → 四段階(A、B⁺、B⁻、C)

○ 臨床研修省令において、**実地調査の規定を整備**。また、都道府県知事及び厚生労働大臣が実地調査を行った場合、**その内容を相互に通知する規定を整備**。

○ 引き続き、**卒後臨床研修評価機構(JCEP)等のサーベイヤーの活用**など、適正な評価の確保を図る。

○ 実地調査等については、都道府県の求めに応じて、**国から技術的助言等を行う**。

○ 臨床研修病院の指定や募集定員等が各都道府県ごとの運用に任せられると、**臨床研修や研修医の質にバラツキが生じないか。**

○ 臨床研修病院の指定に当たり、**地域医療対策協議会において、恣意的な運用があった場合等の対応**

○ 臨床研修省令において、都道府県知事は、**臨床研修病院の指定を行った場合や募集定員の設定を行うにあたり、厚生労働大臣に通知する規定を整備**する。

○ 臨床研修病院の指定及び定員設置等について、国は、都道府県に対して**技術的助言等を行う**。(地方自治法第245条の4等)

「助言・勧告、是正」に係る法令上の規定

地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第二百四十五条の四 各大臣(内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 (略)

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

(是正の要求)

第二百四十五条の五 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2~4 (略)

5 普通地方公共団体は、第一項、第三項又は前項の規定による求めを受けたときは、当該事務の処理について違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない。